

みんなして

No. 16 発行 2013年5月
 「生業を返せ、地域を返せ！」
 福島原発事故被害弁護団
 TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

| 東電や国の動向 | 弁護団の取り組み |
|-----------------------------------|---------------------------|
| 5月08日 東電、福島原発事故地下水を海へ放流する方針を決定 | 5月08日 集団訴訟説明会（郡山市） |
| 5月12日 原賠審、家屋賠償指針見直しへ | 5月11日 集団訴訟説明会（郡山市） |
| 5月21日 賠償機構、東電に1549億円を追加融資 | 5月11日 相双合同説明会（相馬市） |
| 5月22日 国、田畑賠償は旧避難準備区域対象外との考え示す | 5月12日 相双合同説明会（南相馬市） |
| 5月28日 国、双葉町の警戒区域解除、96%を帰還困難区域再編 | 5月12日 集団訴訟説明会（桑折町） |
| 5月30日 福島県、山形県避難者対象に内部被爆無償検査開始を決定 | 5月18日 集団訴訟説明会（二本松市） |
| 5月30日 ADR申立の場合に限り、時効後も請求権認める特例法成立 | 5月20日 弁護団合宿（越後湯沢） ～21日 |
| 5月31日 東電、賠償機構に6662億円の追加融資申請 | 5月24日 集団訴訟説明会（白河市） |
| | 5月25日 集団訴訟説明会（南相馬市） |
| | 5月26日 集団訴訟説明会（石川郡） |
| | 5月26日 原告団米沢支部総会（米沢市） |
| | 5月26日 集団訴訟説明会（白河市） |
| | 5月27日 集団訴訟説明会（福島市） |
| | 5月30日 ふるさと喪失訴訟提訴（福島地裁） |

5月30日「『生業を返せ、地域を返せ！』ふるさと喪失訴訟」を提訴しました

弁護士 川岸 卓哉

2013年5月30日、「『生業を返せ、地域を返せ！』ふるさと喪失訴訟」（以下、「ふるさと喪失訴訟」といいます）を、福島地方裁判所に提訴しました。

この訴訟では、本年3月11日に提訴した「『生業を返せ、地域を返せ！』福島原発訴訟」（以下、「福島原発訴訟」といいます）の原告ないし原告予定の者のうち、福島原発事故時に原発周辺地域に居住しており、現在も避難生活を強いられ、元の居住地に帰還することが困難である被害者12世帯26名が原告となりました。



ふるさと喪失訴訟の原告は、原発事故以前は、それぞれの居住地において、豊かな自然環境の下、それぞれの生業を営み、家族や知人友人との人間関係の中で、平穏な生活を送ってきました。しかし、原発事故と放射性物質汚染により、着の身着のままでの避難を余儀なくされ、先の見通しのつかない避難生活の中で、いわば「生殺し」の状態に置かれ続けてきました。そして、居住地が高濃度に汚染されていることなどから、相当長期の間、元の居住地に帰還する見込みはありません。

ふるさと喪失訴訟の原告の居住地は放射性物質により高濃度に汚染され、原告は生業も失い、地域での人間関係も分断され、その人らしく生きるための基盤が根底から失われ続けています。本件訴訟らの被害を一言で表現するとすれば、それは「『ふるさと』の喪失」と言うしかありません。その被害は、原告の生活の全ての側面に及び深刻なものです。それに対する救済は、本来的には、原告の元の居住地から放射性物質を取り除き、生活インフラや生業の場を復活させるなど、原告が安心して元の生活を取り戻すことしかありません。しかし、現在もその見通しはありませんし、可能であるとしても、それまでには長期間を要することとなります。そうである以上、せめて、新たな居住地において、新たな生活基盤を築くに足りる賠償を求めることは、原告たちの当然の権利です。しかし、国・東京電力から十分な賠償がなされているとは到底言えません。



ふるさと喪失訴訟では、原告の新たな居住地での生活再建のための最低限の賠償として、「『ふるさと』喪失慰謝料」、及び、居住用不動産について新たな居住地で同等の不動産を再度取得するに足りる賠償を求めています。

5月30日の福島地方裁判所への提訴行動には、原告以外にも約120名が集まり、裁判所まで行進をしました。その後の報告集会では、福島原発訴訟とふるさと喪失訴訟を一体となって闘うことなどの決意表明がされました。今後も追加提訴を行い、大規模原告団を目指していきます。

福島原発訴訟で求める原状回復と、ふるさと喪失訴訟で求める生活再建、いずれの訴訟も、「元の福島をかえせ」という私たちの心からの願いを同じくするものです。二つの訴訟を連動させ、国・東京電力の加害責任を明らかにすることにより、すべての被害者の救済を実現させなければなりません。「訴訟は2つ、闘いは1つ」、一致団結して闘っていきましょう。



5月30日 ふるさと喪失訴訟 提訴行動 @あぶくま法律事務所→福島地裁

第1回期日と第1回現地調査のお知らせ

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第1回期日が、7月16日（火）午後3時から福島地方裁判所において行われることになりました。当日は、傍聴席に入れなかった方のため、模擬法廷も県文化ホールにて開催いたします。模擬法廷では、当日の法廷でのやり取りを再現するほか、国や東電の主張などを詳しく解説し、よりわかりやすくお伝えすることを目指しています。法廷終了後には、同じく県文化ホールで、報告集会も行います。

また、第1回期日にあわせて、現地調査を実施することになりました。現地調査は、広く全国の方々に被害実態を知っていただき、原告団との交流を通じて、私たちの取り組みに対する理解と支援を広げていくことを目的としたものです。

7月15日（祝）

- 10時00分 福島駅集合 ⇒ 南相馬市へ出発
- 13時00分～ 南相馬市・浪江町など視察、被害聞き取り
- 16時30分 南相馬市 ⇒ 相馬市へ出発
- 19時00分～ 原告団相双支部との懇親会



7月16日（火）

- 09時00分～ 相馬市・原釜漁港など視察・被害聞き取り
- 10時00分 相馬市 ⇒ 伊達市霊山町へ出発
- 11時00分～ 霊山町・原木シイタケ農家視察・被害聞き取り
- 12時00分 霊山町 ⇒ 福島市へ出発
- 15時00分～ 第一回期日傍聴・模擬法廷参加
- 17時00分～ 報告集会

原告団の多くの方に、第1回期日の傍聴への参加していただきたいと思います。

あわせて、現地調査への参加を周囲の方に呼びかけていただけると幸いです。現地調査には、原告団、支援の方、メディアの方など、どなたでも参加できます。

参加希望の方は、東京合同法律事務所（TEL：03-3586-3651）の馬奈木まで。



☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧下さい。

facebook ▣ 「生業弁護団 facebook」で検索して下さい。

Twitter ▣ @NARIWAibengodan（なりわい弁護団）

※題字「みんなして」は川岸卓哉弁護士の筆によるものです。

4月30日 東京電力現地説明会の概要と感想

@二本松男女共生センター

東電は、二本松において、原発事故被害者に対する現地説明会を開催した。この現地説明会は、公害総行動実行委員会をはじめとする公害被害者が東京電力に対し、その開催を粘り強く要求し続けてきた結果、実現されることになった。当日は、200名の被害者が参加し、東電に対し、被害賠償と廃炉を求めた。

当初、福島復興本社の石崎代表も出席予定であったが、結局欠席をした。石崎代表に対して、直接被害を訴えることを期待して参加した被害者も多く、石崎代表の欠席を問い質すところから、説明会は始まった。

しかし、東電の社員は、石崎代表の欠席の理由について説明することはなかった。



被害者が、復興本社の石崎代表の参加を求めたのは、これまでの交渉において、東電社員は無責任な発言・明言を控える発言を繰り返したためであり、「責任者出てこい！」という当然の要求である。復興本社の代表であれば、被害者の要請に応じて、現地福島での説明会に参加することは、何にもまして重要な業務である。東電の復興に対する後ろ向きの姿勢は、石崎代表の欠席に象徴的に表れている。

中島孝原告団団長は、沖縄に避難したお母さんの話を例に、避難生活の辛さ、被害の深刻さを語った。そのうえで、東電が、彼女たちを自主避難者として線引きし、賠償を一切しないことに抗議し、加害者としての責任と誠意ある対応を求めた。

また、県内にある原発の全基廃炉の要求については、東電の青野課長が、「（廃炉について）現状では、弊社の方でも、経営判断ができていない。廃炉については、国と対応を決めたい。」と述べた際、会場からはどよめきが起こった。「加害者にエネルギー政策を語る資格はない。経営判断が、原発事故の被害賠償に優先するのは間違っている」との声が挙がったが、県民の当然の思いである。

原告団の菅野さん（県北の会）、荒木さん（南相馬の会）は、それぞれ福島、南相馬の被害状況を語り、東電に完全賠償を迫った。荒木さんは、「放射能があるから若い人も帰ってこない。子どもを外で遊ばせることができない。」などと原発事故によって分断されてしまった南相馬の現状を語った。

東電は、廃炉問題、賠償問題のすべてにおいて、後ろ向きの回答しかなかった。

同日、東電の広瀬社長は、前年度決算発表の記者会見を行っていた。同会見場にて、電気料金について「極力値上げしないよう、最大限努力したい。」と答えている。電気代の値上げよりも、もっと大きな問題があるだろう。



利潤追求にまい進する東電には、加害者としての最低限のモラルすら感じられない。最低限のモラルとは、被害者の声に耳を傾けることである。

被害者がもっと大きな抗議の声を上げる必要を切に感じた。

（弁護士・鈴木雅貴）

